

日本アドラー心理学会関東地方区 団体規約

(名称)

当団体は、日本アドラー心理学会関東地方区と称する。

(目的)

当団体は、アドラー心理学の研究を推進し、同時に啓発活動を行うことを目的とするとともに、その目的を達成するために次の事業をおこなう。

- ① 学術集会の開催
- ② アドラー心理学に関する講習会および講演会の主催並びに後援
- ③ 会員相互の親睦親交、連絡および提携

(所在地)

当会の所在地は、世話人宅に置く。

(会員)

アドラー心理学の研究、啓発、あるいは実践する個人は誰でも入会できる。また、退会も自由である。

(運営)

- ① 当会は、月例会などで合議し民主的に運営する
- ② 日本アドラー心理学会や、他地域の自助グループと連携をとりながら運営する

(役員)

当会の運営のために、次の役員を置く。役員任期は1年とし、再任を妨げない。

世話人	1名
運営委員	5名
会計	1名

(年度)

当会の運営年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

附則

振替口座の代表者は、世話人 村上透 とする。

総合口座の代表者は、世話人 村上透 とする。

附則

平成30年度の役員は次の会員とする。

世話人	村上 透
運営委員	池野 麻矢、伊澤 幸代、岡山 恵実、五味 尚子、佐々木 匠
会計	渡邊 とも子

事務局は会長に置く。

この団体規約は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

平成 30 年 10 月 1 日

この会則の記載内容が正しいことを証明します。